

介護保険による訪問看護サービス  
重要事項説明書

訪問看護ステーションキャロット

〒590-0503 大阪府泉南市新家 2776 番地

## 訪問看護重要事項説明書【介護保険】

### 指定訪問看護事業所[指定介護予防訪問看護] 訪問看護ステーションキャロット

当事業所が提供する訪問看護サービスについての相談窓口（月～金 9:00～16:00、祝日、年末年始除く）

電話：072-482-2014 FAX:072-482-2014

白井病院副看護部長 壹崎 倫子 訪問看護ステーション所長看護師 細野 伯子

※ご不明な点は、お気軽におたずねください。

#### 1. 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供する事業所

事業所名	医療法人 白卯会
代表者氏名	理事長 白井 誠一
本社所在地	大阪府岸和田市大町 436 番地
連絡先	電話：072-445-0370 FAX:072-445-0307

#### 2. 指定訪問看護[指定介護予防訪問看護]を提供する事業所について

##### (1) 事業所の所在地等

事業所名	訪問看護ステーションキャロット
介護保険	大阪府泉南市
指定番号	2765690017
管理者	細野 伯子
サービス提供地域	泉南市・泉佐野市・阪南市・泉南郡田尻町・泉南郡熊取町

※上記以外の地域も対応可能な場合があります。お気軽にご相談ください。

#### 3. 窓口および営業時間

営業日	月曜日～日曜日 12月30日～1月3日休み (医師の指示によりこの限りではない)
営業時間	月曜日～土曜日 午前9時～午後5時 ※ただし、24時間の連絡体制を整えております
電話	072-482-2014 (訪問看護ステーションキャロット) 072-482-2011 (白井病院)

#### 4. 事業所の目的及び運営方針

当事業所は、適切な運営を行い、利用者に対し適切な訪問看護事業を提供することを目的とする

- (1) 事業所の看護師等は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する機能に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、療養生活を支援し、心身機能に維持、回復を目指す。
- (2) 事業の実施にあたっては、市町村、地域の保険・医療・福祉サービスと綿密な連携に努め総合的なサービス提供に努めます。

## 5. 事業所の職員体制

管理者 看護師 細野 伯子

他、看護師（常勤）2名 准看護師（常勤）1名

## 6. サービス内容

（1）看護師、准看護師が利用者の居宅を訪問し以下の内容を行います。

- ①健康状態のチェック
- ②食事援助（栄養指導、胃管カテーテル管理）
- ③保清援助（入浴介助、洗髪、全身または部分清拭、陰部洗浄、部分浴）
- ④排泄援助（膀胱カテーテル交換、膀胱洗浄、浣腸、敵便）
- ⑤リハビリテーション
- ⑥認知症患者様の看護
- ⑦ターミナルケア
- ⑧服薬指導
- ⑨褥瘡管理
- ⑩医療器具等の管理
- ⑪本人や家族への療養相談、介護指導
- ⑫その他必要な療養上の世話
- ⑬訪問看護の作成および交付、利用者および家族への説明
- ⑭訪問看護計画書に基づく指定介護予防訪問看護および指定訪問看護
- ⑮訪問看護報告書の作成

## 7. 訪問指示書について

（1）訪問看護サービスを受けるにあつては、主治医による訪問看護指示書が必要になります。

訪問看護指示書について以下の点についてご了承をお願いします。

①訪問看護指示書の作成にあたり料金が発生し、この料金は利用者にご負担して頂く必要があります。

②主治医による訪問看護指示書には指示期間があり、その期間は主治医により決められます。

③主治医による訪問看護指示書の更新手続きは、基本的には当事業所にて行います。（ただし、更新の意思がなければその旨を申し出て頂ければいつでも中止することは可能です。更新の意思がない場合は、指示期間満了の3週間前までに当事業所にお申し出ください。）

④主治医による訪問看護の指示書は更新の都度、料金が発生し利用者にご負担して頂く必要があります。

\*上記内容に関して、医療機関により違いのある場合がありますので、不明な点がございましたら各医療機関または当事業所へお問い合わせください。

## 8. 利用料

### (1) 看護師による訪問

#### 【指定訪問看護】

	基本単位
30分未満	471単位/回
30分以上 60分未満	823単位/回
1時間以上 1時間30分未満	1128単位/回

#### 【介護予防訪問看護】

	基本単位
30分未満	451単位/回
30分以上 60分未満	794単位/回
1時間以上 1時間30分未満	1090単位/回

\*利用料の計算：1ヶ月の合計単位に地域別加算（6級地域加算 10.42）を乗じて算定します。

\*利用者負担額は保険対象費用総額から保険給付分8割もしくは9割を差し引いた金額になります。

\*ただし准看護師が行った場合、前記単位の90%に減算されます。

\*理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が行う60分（3回）の基本単位は90%に減算されたものになります。

\*早朝（6時～8時）・夜間（18時～22時）は25%増し、深夜（22時～6時）は50%増しになります。

\*その他、必要な利用料として以下の加算が加わる場合がありますのでご了承下さい。

（ただし、初回加算と退院時共同指導加算を重複して算定することはありません。）

- ・初回加算（Ⅰ） 350単位/初月1回
- ・初期加算（Ⅱ） 300単位/初月1回
- ・緊急時訪問看護加算（Ⅰ） 600単位/月（1回目は追加料金なし）
- ・2回目以降 夜間（18時～22時）早朝（6時～8時）訪問1回の25%増（598単位）
- 深夜（22時～6時）訪問1回の50%増（707単位）
- ・特別管理加算
  - （Ⅰ）500単位/月
  - （Ⅱ）250単位/月
- ・ターミナルケア加算 2500単位（当該者の死亡月につき）
- ・退院時共同指導加算 600単位
- ・サービス提供体制加算（Ⅰ） 6単位/1回

(2) PT・OT・STによる訪問

【訪問看護】

	基本単位
1回(20分)	294単位/回
2回(40分)	588単位/回
3回(60分)	882単位/回

【介護予防訪問看護】

	基本単位
1回(20分)	284単位/回
2回(40分)	568単位/回
3回(60分)	852単位/回

9 緊急時および事故発生時の対応方法

(1) 訪問看護サービス提供時に利用者の病変が生じた場合やその他必要な場合は速やかに主治医及び緊急連絡先に連絡を取り、救急治療、緊急入院の措置を講じます。

主治医	医療機関名	
	氏名	
	所在地	
	電話番号	
本人	氏名	
	所在地	
	電話番号	
家族・その他 緊急 連絡先	氏名	
	所在地	
	電話番号	

10. 秘密の保持

当事業者が行う指定訪問看護において、知り得た利用者の情報は固く秘密を保持します。

従業員が退職後も在職中に知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。

## 11. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、看護師等は年金等の金銭管理や金銭の貸借などはいたしかねますのでご了承ください。

## 12. 苦情処理

### <事業所窓口>

事業所	訪問看護ステーションキャロット
所在地	大阪府泉南市新家 2776
電話番号	(072) 482-2014
担当者	壹崎 倫子・細野 伯子
受付時間	9:00~16:00 月~金、祝日、年末年始を除く

<市町村窓口>

泉南市	機関名	泉南市役所 健康福祉部 長寿社会推進課介護保険係
	電話番号	072-483-8251
阪南市	機関名	阪南市役所 健康部
	電話番号	072-471-5678
泉佐野市	機関名	泉佐野市役所 健康福祉部 高齢介護課
	電話番号	072-436-1212
田尻町	機関名	田尻町役場 民生部 福祉課
	電話番号	072-466-8813
熊取町	機関名	熊取証役場 健康福祉部 介護保険・障がい福祉課保険グループ
	電話番号	072-452-6297
岬町	機関名	岬町役場 しあわせ創造部 高齢福祉課 介護保険課
	電話番号	072-492-2703

<都道府県健康保険団体連合窓口>

機関名	大阪府国民保険団体連合会
電話番号	06-6946-5418

13. 訪問サービスご利用にあたってのお願い

(1) 健康保険証や高齢受給者証、後期高齢者被保険者証等を確認させていただきますのでご了承ください。またこれらの書類について内容に変更が生じた場合は必ずお知らせ下さいますようお願い致します。

訪問看護サービス提供開始にあたり、利用者に対して本書に基づいて重要事項を説明しました。

事業者住所 〒596-0812

大阪府岸和田市大町 436 番地

名称 医療法人 白卯会

代表者氏名 白井 誠一 印

事業所住所 〒590-0503

大阪府泉南市 2776 番地

名称 訪問看護ステーションキャロット

氏名 管理者 細野 伯子 印

私は本書面により事業所から訪問サービスについて重要事項の説明を受け、同意しました。

同意日： 年 月 日

利用者 住所

氏名 印

上記署名は、 (続柄： ) が代筆しました。

(代理人) 住所

氏名 印